

4 高教福第 800 号
令和 4 年 9 月 21 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

男性職員の育児参加休暇の一部改正について(通知)

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号）の一部が改正されましたのでお知らせします。

改正の内容については、下記のとおりですので、貴管内の教職員に周知してください。

記

1 主な改正内容（別添「新旧対照表」参照）

男性職員の育児参加休暇について、対象期間を出生の日以後 1 年を経過する日まで（現行：産後 8 週間（多胎妊娠による出産の場合にあっては、10 週間））に拡大する。

2 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日

3 経過措置

令和 3 年 10 月 2 日以降に子が産まれた男性職員で、施行日の前日までに 5 日取得しなかった場合は、施行日後から子が 1 歳に到達する日（誕生日の前日）まで、残日数を取得することができる。

問い合わせ先

高知県教育委員会事務局教職員・福利課
人事企画担当

TEL： - -

新
新

旧

対

照

表

旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）

（特別休暇）

第12条 条例第15条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。

原因	承認を与える期間
12 職員の分べん	ア 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産の日までの期間 イ 出産の日の翌日から8週間（多胎妊娠による出産の場合にあつては、10週間）。ただし、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の出産の場合にあつては、10週間
13 男性職員の育児参加（職員の配偶者が出産する場合であつ	職員の配偶者が、 <u>その出産予定日の8週間</u>

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）

（特別休暇）

第12条 条例第15条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。

原因	承認を与える期間
12 職員の分べん	ア 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産の日までの期間 イ 出産の日の翌日から8週間（多胎妊娠による出産の場合にあつては、10週間）。ただし、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の出産の場合にあつては、10週間
13 男性職員の育児参加（職員の配偶者が出産する場合であつ	職員の配偶者が、 <u>12の項に規定する承認を与</u>

て、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。）	<u>（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合</u> において、期間中5日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間
--	---

て、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。）	<u>える期間に該当する場合</u> において、期間中5日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間
--	--